

## 福祉サービス第三者評価 評価結果報告書(概要)

公表日:平成23年1月27日

評価 機関	名 称	社団法人 広島県社会福祉士会
	所 在 地	広島市南区比治山本町12-2
	事業所との契約日	平成22年5月31日
	事業所への評価結果の報告日	平成22年12月2日
	結果公表にかかる事業所の同意	あり・なし

### I 事業者情報

#### (1)事業者概況

事業所名称	日中活動・就労支援センター ジョバンニ	種 別	多機能型事業所(生活介護・就労継続A・B型)		
事業所代表者名	嶋川 紀美江	開設年月日	平成19年4月		
設置主体	特定非営利活動法人 地域ネットくれんど	定 員	50 人	利用人数	20~30 人
所在地	〒737-2517 広島県呉市安浦町水尻一丁目3番1号				
電話番号	0823-84-3731	FAX番号	0823-84-4041		
ホームページアドレス	<a href="http://kurend.com/index.php">http://kurend.com/index.php</a>				

#### (2)基本情報

サービス内容(事業内容)	事業所の主な行事など
ジョバンニ(生活介護, 就労継続A・B型)	・手話サークル(毎週木曜日)
ボラーノ広場(児童デイサービス)	・家族茶話会(毎月第1火曜)
相談支援くれんど(指定障害者相談支援)	・映画鑑賞会
ホームサボくれんど(重度訪問介護, 居宅介護, 行動援護)	・くれんど陶芸教室
ショートとらうむ(短期入所)	・ハロウィンパーティ など
ミルキートレイン(移動支援)	
プリオシン海岸(日中一時支援)	
トランスぺむべる(介護タクシー)	
居室の概要	居室以外の施設設備の概要
○ 総居室数 室	○ 食堂 : レストランとしても営業
○ 個室 室	○ 浴室 : シャワー室
○ 2人部屋 室	○ 機能訓練室 開放感のある空間で, 様々な作業に取り組む
○ 4人部屋 室	○ 談話室 : 相談室として使用の場合あり。
○ その他 室	○ その他 : 洋風民家的なアットホームな作りとなっている
※通所施設のため非該当	

#### 職員の配置

職 種	人 数	職 種	人 数
施設長	1	医師	1
事務員	3	栄養士(管理栄養士含む)	-
生活相談員または指導員	2	保育士	3
介護職員	10	生活支援員	13
看護職員	4		
機能訓練指導員	2		
介護支援専門員	-		

## II. 第三者評価結果

### ◎評価機関の総合意見

この事業所は、旧・安浦町(現・呉市)で活動する障害者自立支援法に基づく多機能型施設であり、障害をもつ人たちや高齢者が、地域社会でいきいきと安心して暮らせるトータルシステムの構築をめざし、設立された事業所です。設置主体である「特定非営利活動法人 地域ネットくれんど」は、1997年4月より活動を続けている障害当事者・家族・市民による地域活動センター「芸南地域を楽しむ連絡協議会」(略称:ちらくれん)を母体としており、法人の理念としては、「弱さを絆に」、「当事者主体のスローライフ(自生活)の実現を」、「地域社会とのコラボレーション、協働化を」の三つを掲げています。この地域であたりまえの生活を送りたいという当事者と、そんな生活を送らせたいと願う家族の強い思いを受けて活動するこの法人事業所について、今回の調査評価では、この法人事業所のもつ文化、設立・発展の歴史、地域性等にも着目し、評価を行いました。

総合意見としては、①特定非営利活動法人としての特性を十分に活かし、地域の多様な福祉ニーズに対して柔軟に取り組んでいる、②事業所のある地域との連携・協働の歴史は未だ浅いものの、つながりを深めるための多様な試みに取り組んでいる、③事業所と、利用者(当事者)、職員集団の間に、「当事者センター」や「労働組合」等を位置づけ、健全な緊張関係を取り入れることで、合意形成のための議論を重視している、等です。特に、③については、当事者・地域ニーズに応じていけるように発展していくためには健全な緊張関係が不可欠である、という強い意志と真摯な姿勢がうかがえます。

今後の課題としては、①個別支援に係る当事者参加(利用者本人、家族)の参加を更に進めること、②現在取り組んでいる地域活動を更に充実させ、地域と有機的につながり、地域の福祉拠点として存在感を更に高めること、が挙げられます。

### ◎特に評価の高い点

今回の受審事業所である「ジョバンニ」は、一般的な障害福祉サービス事業所とは異なり、「コミュニティカフェ」と呼ばれる、地域の「たまり場」や「居場所」として誰もが立ち寄りやすい雰囲気づくりを重視しています。障害者福祉の事業所としてではなく、「共に地域の中で楽しく暮らしていきたい」市民の拠点として、イタリアン・レストランのようなお洒落な外観と、初めて訪れた人でも落ち着けるようにとても明るい雰囲気が印象的な事業所です。

また、一人暮らしのお年寄りへの弁当や惣菜の配食、移動販売等、地域の福祉ニーズに対応するべく積極的に取り組んでいます。また、地域との交流を深めるべく、レストラン営業やパン教室、陶芸教室、手話教室等を開き、地域の皆さんへ施設を開放しています。また、当事者の意見が反映する取り組み、当事者活動への支援なども行うことで、障害者の権利擁護についても意識が高いことがうかがえます。

### ◎特に改善を求められる点

特定非営利活動法人として柔軟性や開放感をもちながら、フットワークも軽く、社会福祉事業および公益事業に真摯に取り組んでいることが分かります。強いて改善点を挙げるならば、①利用者一人ひとりへの個別支援計画策定への本人・家族参加を一層進めること、②地域との連携を更に有機的なつながり(例:災害時等への対応についての情報共有、自治会活動への地域市民としての参画など)を挙げたいと考えます。これからも、歴史と実践を積み上げるなかで、現在の強みである柔軟性や開放感を失わないまま、地域の福祉拠点として発展することを期待します。

## III. 第三者評価結果に対する事業者のコメント

報告書の感想としましては、全体的には過大な評価をいただいたと恐縮していますが、そうありがたいという職員のはげみになる内容で、たいへんありがたく受けとめています。

具体的な改善点のご指摘一個別支援計画作成のプロセスやカンファレンス、災害時の対応や個々の利用者に必要なサポートファイル作成等危機管理、地域との有機的なつながりの構築等々については、厳しく受けとめ改善計画を明らかにしていきたいと考えています。さらに、当事者主体の理念・思いを実現する支援体制(組織)、緊急連泊ステイや体験宿泊、将来の地域での居住メニューの事業展望について、大きな課題を持っていると認識しています。

いずれにしましても、この報告書について職員で十分に読み合わせ、今後の改善課題ならびに行動計画を見定めていきたいと考えています。

#### IV. 項目別の評価内容

##### 1 管理運営編

福祉サービスの基本方針と組織	(1)理念・基本方針	当事者と親の会から立ち上がった法人らしい明確な理念が明文化され、それに基づいた基本方針が確立されています。また、職員の行動規範まで一貫した具体的な内容が明示され、内部研修やハンドブックで内容の浸透を図る取組みが行われています。
	(2)計画の策定	中長期的なビジョンや事業計画は、利用者の声や事業状況のまとめ、職員の意見を踏まえて各事業所から提案され、経営層による法人全体としての検討を行って決定されています。事業計画は、法人の総会や職員会議等で説明されています。
	(3)管理者(施設長)の責任とリーダーシップ	管理者の役割と責任は明確になっており、管理者は、質の高いサービス提供や職員のモラルアップ、人材育成など職場運営全般について適切なリーダーシップを発揮しています。訪問サービスで泊まりに入る事もあったり、夜間でも緊急時の連絡や業務報告を受ける事等も行っており、負担が大きくないかという点が少し心配されます。
組織の運営管理	(1)経営状況の把握	事業状況について、毎月の責任者会議で各事業所別のまとめを報告し、法人全体で、事業経営状況が把握され共有化されています。また、利用者アンケートを行ったり、毎月の事業所別のスタッフミーティングで改善や企画の検討材料を吸い上げる取組みを行っています。税理士による助言・指導も受ける取組みも始めています。
	(2)人材の確保・養成	法人全体で40名以上居る職員は20代から30代が大半であり、若いスタッフが多く、活気がある職場です。採用方針が明確であり、計画的な人材確保の取組みが行われています。人材育成についても、毎月の定期研修会、職員会議後の実技研修、外部研修への積極的派遣、日常的なOJTなどに取り組んでいます。 また、法人単独の労働組合も経営へのチェック機能と職員の労働条件改善、法人理念という共通目標に向けた職員からの提案、参画の機会として積極的に位置付けがされています。
	(3)安全管理	事故や苦情を通じて改善を進める仕組みが確立しています。また、職員全員を対象にした携帯メールによる「メーリングリスト」を活用し、リスク管理上の指示や情報共有に活用しています。
	(4)設備環境	他の作業所と合併した関係で施設が3ヶ所に分かれています。拠点の「はばた樹」は普通の洋風民家的な建物であり、木材を生かした造りです。そのため、落ち着いた親しみ易い雰囲気を出して、利用者の気持ちの安定に非常に役立っています。 黒瀬の「すきっぷ」は元児童館で、広い空間と回りに畑があり、良い環境です。 当然、介護や支援に必要な設備は整えられています。
		ジョバンニのある「はばた樹」のある安浦は、法人の拠点でもあり、その発足時の事情により、むしろ地域との関係は難しい状態でス



#### IV. 項目別の評価内容

##### 2 サービス編:障害分野 通所施設

1 事業所運営体制の基本	(1)安心・安全・快適	<p>「安心」については、常勤の看護職員による対応や、特別な配慮を必要とする利用者ごとの対応方法の共有を行っており、意識の高さが見られます。</p> <p>また、「安全」については、利用者の障害特性への配慮と、多動により常時見守りを要する利用者の「姿が見えなくなった」等の場合の対応の徹底（例：探しても30分以上見つからない場合には、警察および家族に連絡など）により、日頃のヒヤリ・ハットを活かした支援を行っています。</p> <p>「快適」については、家庭的な雰囲気大切にしながらも、一見、イタリアン・レストランと間違ふような事業所のなかで、初めて訪れる人が誰しも「入りやすい」雰囲気作りに心を砕いている様子が見られます。</p>
	(2)個別支援計画にもとづく支援の仕組み	<p>個別支援計画の策定・実施については、法人の理念に則り、利用者本人がやりたいことを基に、その力を引き出す姿勢で取組まれています。自らの意思で発言可能な利用者については、本人との協議を徹底することで、内容の評価・改善の充実を図っています。しかし、意思決定が難しい利用者の個別支援計画の策定・実施・評価・改善の流れに課題があるようです。その場合には、家族も遠慮がちである場合が多く、利用者の自宅が遠方、利用者家族が高齢であり施設を訪ねることが難しい等の理由から、送迎時の限られた時間内で、本人の様子について情報交換をし、それを個別支援計画に反映するといった対応となっており、今後、改善が期待される場所です。</p>
	(3)利用者の人権の尊重	<p>この法人・事業所は、利用者および利用者家族による、地域生活を豊かにするための活動を母体に立ち上げられたものです。その設立・発展のなかで、様々な障害当事者の運動から学んでおり、利用者の基本的人権についての意識は高いことがうかがえます。法人・事業所としても利用者による「当事者センター」の活動を支援しており、その活動からの提言を事業計画に組み込み実施するなど、当事者活動との連携も意識した事業運営を行っています。</p>
	(4)人材育成	<p>新規採用者を対象にした「新任者研修」は奇数月第2水曜日に開催、「スタッフ研修」は毎月第3水曜日に開催、「リーダー研修」は偶数月第2水曜日に開催等、職員の学びの機会を多く設けています。その中で、外部講師による講座や、職員による勉強会、介護実技の講習、外部研修で学んだ職員による報告会等を行うことで、知識・技術の向上と職員間の共有化を図っています。</p>
	(5)情報提供の体制	<p>法人・事業所情報の発信・広報については、「くれんどだより」（毎月発行、発行部数550部）、ホームページの開設・更新等により行われています。</p> <p>「くれんどだより」は、利用者および家族だけでなく、各関係機関にも配布することで、多くの人の手に届くように取組んでいます。</p> <p>また、ホームページについては、職員がサイトの管理・運営を行っているととは思えないほどの質の高さであり、初めて閲覧する人にも法人・事業所情報が手に入りやすいような配慮がみられます。</p>

2 事業所におけるサービスの提供	(1)情報の共有化	<p>毎月一度、各事業の責任者が「月次報告」を作成・提出し、それをもとに管理者会議を行うことで、一人ひとりの利用者の状態等の情報共有を行っています。また、この「月次報告」では、事業経営についての情報共有の資料も示しており、職員全員が事業所の経営状況についても知ることができるよう考慮されています。</p> <p>個別支援計画の策定に係る記録様式（フェイス・アセスメントシート）は、「記録しやすく、情報共有しやすい」ことをめざして検討・改訂が行われています。</p> <p>また、日々の支援についての情報共有は、情報伝達の迅速性を考慮しML（メーリングリスト）を採用しています。MLは、その共有すべき情報のプライバシー保護の必要性に応じて複数用意されており、個人情報保護の徹底を図っています。</p>
	(2)職員の育成	<p>この事業所には、法人単独の労働組合が組織されており、職員の労働条件についての交渉だけでなく、事業所側の情報公開を基にした提言の機会が設けられています。健全な緊張関係の構築が、このような仕組みを取り入れている理由です。</p>
	(3)適正なサービスの提供	<p>理事長も参加する各種会議によって、障害をもつ利用者の視点に立ったサービス提供のあり方について検討を重ねており、情報・方針を職員間で共有することで適正なサービスの提供をめざしています。</p>
	(4)家族への支援	<p>利用者の多くが、成・壮年期にかかっているため、当然のことながらその父母の高齢化が進んでいます。そのため、今後の事業計画として、家族のレスパイトケアを目的とした家族支援サービスの充実を位置づけており、具体的には総合相談・緊急コール対応、緊急時支援、緊急ステイの実施を検討しています。</p>
	(5)他機関との連携	<p>行政機関や学校、地域の警察・消防署等との連携をとっており、利用者の安全や災害時等への対応について検討がなされています。また、地域の自治会との連携についても深めるよう努力がなされています。</p> <p>今後は、その連携を有機的なものとし、災害や伝染病、防犯等についての対応が講じやすいよう、情報収集網の整備や他機関との協働の仕組みづくりが一層求められます。</p>
3 事業所の地域貢献	(3)地域とのつながり	<p>ジョバンニでは、地域に一人暮らしの高齢者が多く居られることにより、食事に困って居られる実情を情報収集し、お弁当・総菜づくりとそれらの宅配サービスを展開しています。また、その総菜づくりの材料である野菜は、地域の方から「すきっぷ」近くの畑を借りて栽培したものを用いており、その他、授産製品についても、実り豊かな地域の特性を活かしたものを、地域の方との繋がりを重視する形で、世に送り出しています（おからチップ、かりんとうなど）。また、アルミ缶・段ボール等のリサイクルにも取り組んでおり、法人の活動を知る地域の方からの提供が日常的に行われています。</p> <p>このように、地域とのつながりが深まっている状況ですが、法人としては、今後も多くの場面で、障害をもつ利用者が「一人の市民」としての役割を果たすことができる場を得ていきたいと考えているとのことです。そのため、更なる地域とのコラボレーション、協働化を課題として挙げたいと考えます。</p>

## 自己評価・第三者評価の結果（管理運営編）

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
1. 福祉サービスの基本方針と組織					
(1) 理念・基本方針					
1	理念・基本方針の確立	法人としての理念、基本方針が確立され、明文化されていますか	A	A	
2	理念・基本方針の周知	理念や基本方針が職員・利用者等に周知されていますか	B	A	
(2) 計画の策定					
3	中・長期的なビジョンと計画の明確化	中・長期的なビジョン及び事業計画が策定されていますか	A	A	
4	適切な事業計画策定	事業計画が適切に策定されており、内容が周知されていますか	A	A	
(3) 管理者(施設長)の責任とリーダーシップ					
5	管理者(施設長)の役割と責任の明確化	管理者(施設長)は自らの役割と責任を明確にし、遵守すべき法令等を理解していますか	A	A	
6	リーダーシップの発揮	管理者(施設長)は質の向上、経営や業務の効率化と改善に向けて、取り組みに指導力を発揮していますか	A	A	
2. 組織の運営管理					
(1) 経営状況の把握					
7	経営環境の変化等への対応①	事業経営をとりまく環境が的確に把握されていますか	A	A	
8	経営環境の変化等への対応②	経営状況を分析して、改善すべき課題を発見する取り組みを行っていますか	A	A	
(2) 人材の確保・養成					
9	人事管理の体制整備	必要な人材確保に関する具体的なプランをたて、実行していますか	A	A	
10	職員の就業状況への配慮	職員の就業状況や意向を把握し、必要があれば改善するしくみが構築されていますか	A	A	
11	職員の質の向上に向けた体制	職員の質の向上に向けた具体的な取り組みを行っていますか	A	A	
12	実習生の受け入れ	実習生の受け入れについて、積極的な取り組みを行っていますか	A	A	
(3) 安全管理					
13	利用者の安全確保	利用者の安全確保のための体制を整備し、対策を行っていますか	A	A	
(4) 設備環境					
14	設備環境	事業所(施設)は、利用者の快適性や利便性に配慮したつくりになっていますか	B	A	
15	環境衛生	事業所(施設)は清潔ですか	B	A	
(5) 地域との交流と連携					
16	地域との関係	利用者と地域との関わりを大切にし、地域のニーズに基づく事業等を行っていますか	C	B	
(6) 事業の経営・運営					
17	介護保険制度に関する意見・意向の伝達	サービスの内容や介護報酬など介護保険制度の基本的部分について保険者等に意見や意向を伝えていますか	非該当	非該当	
18	財務諸表の公開	地域住民・入所者に対して財務諸表を公開していますか。	A	A	
3. 適切な福祉サービスの実施					
(1) 利用者本位の福祉サービス					
19	利用者を尊重する姿勢①	利用者を尊重したサービス提供について、共通の理解をもつための取り組みを行っていますか	A	A	
20	利用者を尊重する姿勢②	利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していますか	A	A	
21	利用者満足の向上	利用者満足の向上に向けた取り組みを行っていますか	A	A	
22	意見を述べやすい体制の確保①	利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備していますか	A	A	
23	意見を述べやすい体制の確保②	苦情解決のしくみが確立され、十分に周知・機能していますか	A	A	
24	意見を述べやすい体制の確保③	利用者からの意見等に対して迅速に対応していますか	A	A	
(2) サービス・支援内容の質の確保					
25	質の向上に向けた組織的な取り組み	自己評価や第三者評価の定期的受審により、提供しているサービス・支援内容の質向上を図っていますか	D	B	
26	標準的な実施方法の確立	各サービス業務が標準化され、マニュアル化されてサービスが提供されていますか	B	A	
27	サービス実施状況の記録	利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われていますか	A	A	
28	記録の管理と開示	サービス提供記録等の開示を適切に行っていますか	A	A	
(3) サービスの開始・継続					
29	サービス提供の開始①	利用希望者に対して、サービス選択に必要な情報を提供していますか	A	A	
30	サービス提供の開始②	サービスの開始にあたり、利用者等に説明し、同意を得ていますか	A	A	
31	利用契約の解約・利用終了後の対応	利用者が、いつでも契約の解約ができることを説明し、また、利用者又は事業者から直ちに契約を解除できる事由を定めていますか	B	B	
32	サービスの継続性への配慮	事業所(施設)の変更や家庭への移行などにあたり、サービスの継続性に配慮した対応を行っていますか	A	A	

自己評価・第三者評価の結果（サービス編:障害分野 通所施設版）

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
<b>1 事業所運営体制の基本</b>					
(1)安心・安全・快適					
1	快適性への配慮	事業所は、利用者にとって快適な場所となっていますか。	B	A	
2	設備の清掃・衛生管理①	調理場、水周りなどの清掃や衛生管理は、適切に行われていますか。	B	A	
3	設備の清掃・衛生管理①	トイレや手洗い場などの清掃や衛生管理は、適切に行われていますか。	A	A	
4	危機管理①	風水害や地震等の災害が発生した場合、速やかに対応できる体制が整っていますか。	C	B	
5	危機管理②	食中毒や感染症に対する予防及び発症後の対策は、適切に行われていますか。	C	B	
6	危機管理③	不審者の侵入などに対応できる体制がありますか。	C	B	
7	食料管理・調理方法等	食料管理や調理方法等について、食の安全を確保できる体制がありますか。	B	A	
(2)個別支援計画にもとづく支援の仕組み					
8	アセスメントの仕組み	利用者の障害の状況や生活状況について、定められた手順でアセスメントを行っていますか。	A	A	
9	計画の実施・評価・見直し	個別支援計画の策定・評価・見直しは適切に行われていますか。	A	A	
10	本人の自己決定・家族の参加	個別支援計画は、利用者・家族・関係機関の意向や意見を取り入れたものとなっていますか。	B	B	
11	サービス開始・終了時の配慮	サービスの開始及び終了の際に、利用者・家族の環境変化に対応できるよう支援していますか。	A	A	
(3)利用者の人権の尊重					
12	利用者の尊重①	職員は、利用者の障害状況や自立支援の観点から総合的に捉えて、利用者を尊重した支援を行っていますか。	B	A	
13	利用者の尊重②	利用者の人権を尊重する具体的な取り組みを行っていますか。	A	A	
14	プライバシーの保護	職員は、利用者のプライバシー保護について配慮していますか。	B	A	
15	一人ひとりの状態に応じた配慮	サービス提供内容や活動は、利用者の身体状況や障害状況に応じて、個別に配慮されていますか。	A	A	
(4)人材養成					
16	事業所への協力者の養成	ボランティアや地域住民に事業所を理解してもらい、応援してもらえる体制を整えていますか。	B	A	
(5)情報提供の体制					
17	適切な契約	サービス利用で契約が必要な場合は、適切に契約を行っていますか。	A	A	
<b>2. 事業所におけるサービスの提供</b>					
(1)情報の共有化					
18	支援方針に対する共通理解	職員は、事業所で統一された方針に基づいて具体的な支援を行っていますか。	A	A	
19	個人情報(データを含む)の取り扱い	利用者に関する情報の収集および管理は、適切に行われていますか。	A	A	
(2)職員の育成					
20	ミーティングの開催	職員間において、定期的または随時に情報共有する体制がありますか。	A	A	
21	カンファレンスの開催	利用者支援を行う中で、定期的または必要に応じてカンファレンス(ケース会議)を開催していますか。	B	B	○
22	指導助言の実施体制	必要な場面で指導助言を受けられる仕組みがありますか。	A	A	
(3)適切なサービスの提供					
23	エンパワメントを引き出す支援	職員は、エンパワメントの理念に基づいた支援を行っていますか。	C	B	
24	利用者の意思の確認	意思表示が困難な利用者に対して、できる限り利用者本人の意思に沿った選択や活動となるように支援していますか。	B	A	
25	健康状態の把握	利用者の健康状態や障害の状況等を的確に把握し、異常を感じた場合は、速やかに適切な対応を取っていますか。	A	A	
26	喫食環境	利用者が食事を楽しむことができるような配慮や工夫を行っていますか。	B	A	
27	入浴支援	入浴支援は、利用者の身体状況や障害状況に応じて、適切に行われていますか。	非該当	非該当	
28	排泄支援	排泄支援は、利用者の身体状況や障害状況に応じて、適切に行われていますか。	A	A	
29	整容支援	利用者の身体状況や障害状況に応じて、身だしなみを整えるよう支援していますか。	A	A	
30	金銭管理等	事業所で通帳・印鑑や現金等を預かった場合、その管理を適切に行っていますか。	非該当	非該当	
31	ライフステージに応じた相談援助	進学・就職・転職・転居・退職・入院治療など、利用者のライフステージに応じた相談に応じ、必要な支援を行っていますか。	A	A	
(4)家族への支援					
32	家族との信頼関係の構築	家族に対し、サービス提供の意図や効果を説明し、信頼関係を構築するよう努めていますか。	A	A	
33	家族への情報提供・情報共有	定期的または必要に応じて、利用者の様子を報告したり、家族から利用者の様子についての報告を受けるなどの機会を持っていますか。	A	A	
(5)他機関との連携					
34	地域内の社会資源の把握	利用者支援に関係する相談機関等の情報を把握し、日々の活動に活かしていますか。	A	A	
35	他機関との連携・協力	行政や専門機関、他の事業所等と連携し、必要に応じて協力体制を築いていますか。	A	A	
<b>3. 事業所の地域貢献</b>					
(1)地域とのつながり					
36	地域の社会資源としての事業所	事業所の持つさまざまな機能を地域に還元したり、地域とのつながりを作るようにしていますか。	A	A	
37	災害時の協力	災害発生時に備えて、地元関係機関との共同の取り組みを行っていますか。	C	C	○